

第82号
2026・冬号

じゅんかん

あおもり



一般社団法人 青森県産業資源循環協会

広告協賛企業(順不同)

(株)アラスカ (東青支部) (株)豊産管理 (株)大坂組 (株)大矢建設工業 (有)東奥化学 (株)青森資源 (中弘南黒支部) (株)丸勝小野商事 (株)兼建興業 (株)東北クリーン (株)北砲興発 (株)青南商事 (西北五支部) (株)伊藤鉦業 (株)協同開発舗装	(後-8) (前-3) (前-3) (前-2) (後-3) (後-5) (前-1) (後-3) (後-4) (後-1) (後-4) (前-1) (後-4)	(三八支部) (株)庄司興業所 (有)マモル商運 (株)第一清掃 (株)環境技術 (株)ウィズウェイストジャパン (有)柏崎清掃社 (有)小沢土木 (上十三支部) (株)みどり (下北支部) (株)青森クリーン (株)東通運輸 (賛助会員) (株)環境保全	(前-2) (前-4) (後-1) (後-2) (後-2) (後-6) (後-6) (前-4) (後-5) (後-7) (後-3)
---	---	--	---

〔表紙説明〕

十和田湖冬物語 (引用元：青森県の公式観光サイト「amazingAOMORI」)

自然を守ろう、クリーンな津軽

家屋解体から焼却まで!!

産業廃棄物中間処理業
青森県許可
(許可番号 0220018217)
収集運搬・破碎・選別
特定建設業・運送業



株式会社 小野商事

代表取締役 小野 智史

■本社・中間処理場

〒038-1111 青森県南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田35
TEL. (0172) **58-2054** FAX. (0172) **58-2007**
E-mail info@o-sh.co.jp URL http://www.o-sh.co.jp

■エコプラント カワベ

〒038-1141 青森県南津軽郡田舎館村大字川部字富岡1-19
TEL. (0172) **58-4051** FAX. (0172) **58-4057**



有害から無害へ、

無用から有用へ。

私達の目指す環境へ!



住みよい郷土を拓く

総合建設業

産業廃棄物処理業
下水道維持管理業



株式会社 伊藤 鋳 業

代表取締役会長 増田 教 正

代表取締役社長 天坂 順 一

〒038-3151 青森県つがる市木造若竹13番地

TEL (0173) 42-2279 (代) FAX (0173) 42-5140

青森事務所 TEL (017) 735-9051

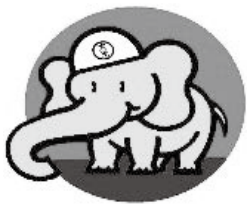
FAX (017) 723-3577

アスファルト つがる市木造館岡上沢辺143-107

合材センター TEL (0173) 45-3204 (代)

求められているのは自然環境を生かした

感動を呼ぶ街づくりです



大光 大矢建設工業株式会社

本社：青森市大字野沢字川部 6 3 番地

TEL 017-739-5224 FAX 017-739-5145

ホームページ…<http://www6.ocn.ne.jp/~ooyaken/>

E-mail…ooyaken@poem.ocn.ne.jp (営業部)

ooyaken@eso.ocn.ne.jp (総務部)

荒川事務所：〒030-0111 青森市大字荒川字品川126-1

TEL 017-739-5205 FAX 017-739-6848

産廃計量所：〒030-0152 青森市大字野沢字川部 8 - 1

TEL 017-739-0935

許可所持県 (収集運搬業)

青森県 秋田県 岩手県 宮城県
福島県 東京都 千葉県 埼玉県
神奈川県



One Stop Service



庄司興業所の ワンストップ サービス

SYOUJI
ONE STOP SERVICE



ボクに
まかせて
ください!



株式会社

特定建設業

一般・産業廃棄物の収集運搬・処理・処分と解体土木工事

青森県八戸市大字櫛引字井ヶ月 1-44

TEL 0178-27-1328

FAX 0178-27-3576

庄司興業所

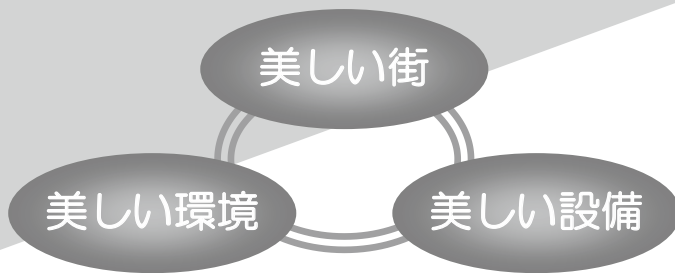


一般社団法人

青森県解体工事業協会会員

【URL】<http://www.syouji.jp>

エコアクション21 認証取得



県営スケート場、県営住宅青森・弘前地区指定管理者

産廃収集運搬・中間処理／下水道維持管理／排水管・貯水槽清掃／施設管理



豊産管理株式会社

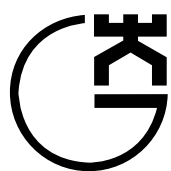
本 社 〒038-1303 青森市浪岡大字徳才子字山本 19 番地 1 TEL 0 1 7 2 (5 5) 7 3 6 0

工 務 部 〒038-1303 青森市浪岡大字徳才子字山本 19 番地 1 TEL 0 1 7 2 (5 5) 7 4 7 0

弘前営業所 〒036-8072 弘前市清野袋一丁目 11-7 TEL 0 1 7 2 (3 4) 9 3 9 3

ホームページ <https://www.housan.co.jp/>

～ もっと素敵に、環境創造～



総合建設業
株式会社

大坂組

代表取締役社長

大坂 憲一



〒030-0933 青森県青森市大字諏訪沢字岩田 51 番地 1

電話【代表】(017)-726-2461

F A X (017)-726-7009

運 輸 部 TEL (017)-726-7007

CSR

住み良い

きれいな町づくりへの貢献



MAMORU

有限会社 マモル商運

〒039-1101 青森県八戸市大字尻内町字下毛合清水 5-1

TEL.0178-28-8510 FAX.0178-20-3202

一般廃棄物収集運搬業

産業廃棄物収集運搬業

特別管理産業廃棄物収集運搬業

産業廃棄物処分業



エコアクション21
認証番号 0011919



未来へつなぐ *Field Artist*

株式会社 みどり

URL <https://www.kkmidori.co.jp>

みどり 十和田市

検索



〒034-0041 青森県十和田市大字相坂字高清水 78 番地 455

TEL (0176)23-9199 FAX (0176)23-9394

代表取締役 岡田 寛紀

【営業許可品目】

- 産業廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物処分業
- 特管産業廃棄物収集運搬業
- 一般廃棄物収集運搬業
- 古物商

青森県／岩手県／秋田県
木くず、金属くず、ガラスくず、廃プラ、がれき類
青森県
十和田地域広域事務組合

会長挨拶

- (一社)青森県産業資源循環協会会長 庄司 肇 1

協会ニュース

- 鳴海豊氏が環境大臣表彰を受賞 2
- 相内立己氏が青森県知事表彰を受賞 2
- 管理者研修会 3
- 令和8年新年会・受賞祝賀会 3
- 理事会 4
- 委員会 4
- 電子マニフェスト操作体験セミナーの開催 5
- 電子マニフェスト処分業者向け項目追加説明会の開催 5

連合会ニュース

- 「第1回資源循環と環境を考える全国大会」に参加 6

支部だより

- 支部研修会 7
- 令和7年度秋期解体工事現場パトロール 8
- 令和7年度不法投棄防止監視パトロール 8
- 支部視察研修 9

青年部会だより

- 役員会 11
- 環境学習支援事業 12
- 清掃活動事業 13
- 第13回全国大会近畿大会 in 大阪 13
- 青年部会への入会について 14

女性部会だより

- 役員会 16
- 研修会 16
- 女性部会入会のお願い 16

あおもり循環型社会推進協議会だより

- 不法投棄防止撤去推進キャンペーンの実施 18
- リサイクル産業支援セミナーの開催 19

行政ニュース

- 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」の改正について(通知) 20

お役立ち情報・気になる情報

- 青森県最低賃金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- あおもり国スポ企業協賛制度のご案内・・・・・・・・ 28

事務局からのお知らせ

- 「会員名簿」記載事項変更届けのお願い・・・・・・・・ 32
- ご活用ください!!「防災協定に関する証明書」「社会貢献に関する証明書」・・・・ 33
- マニフェスト・電子マニフェスト産業廃物送り状購入申込書・・・・・・・・ 34

会長挨拶（令和8年新年会挨拶）



一般社団法人 青森県産業資源循環協会

会長 庄司 肇

皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

この一年間、皆様のご協力により、停滞することなく協会事業を執り行うことができました。改めて会員の皆様へ感謝申し上げます。

先刻の研修会では環境省の水島課長補佐様より、再資源化事業等高度化法についてご講演いただきありがとうございました。会員の皆様には、持続可能な社会を目指すため廃棄物処理から資源としての再活用へと、より高度で効率的な資源活用の時代へと移行することを認識しつつ、今後の企業経営の指針として取り入れていただければと存じます。

また、近年頻発する自然災害に備え、災害廃棄物処理体制の構築が急務となっており、当協会でも、行政、関係団体等と連携し、平時からの体制整備に取り組んで参りたいと思っております。

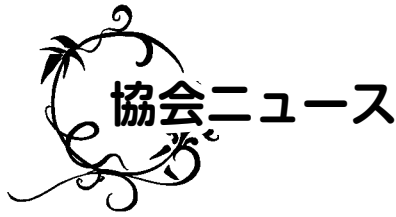
さらには、昨今の物価高騰によるコスト増大、人材不足・人材育成等の多くの課題を抱えているものと思われまます。

協会といたしましては、「地域社会と県民から信頼される青森県産業資源循環協会」を目指すべき姿とし、会員の皆様のご支援とご協力をいただきながら様々な課題に対応し、会員の皆様の安定した事業活動に資するよう取り組んで参りたいと考えておりますので、本年もよろしくお願い申し上げます。

また、後ほど、詳しくご紹介いたしますが、令和7年度に大臣表彰及び知事表彰を受けられました方々につきましては、誠におめでとうございます。会員の皆様とともにお祝い申し上げます。

最後に、新たな年が会員と皆様のご家族の皆様にとりまして喜び多き年でありますことをご祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。

本日は誠におめでとうございます。



◆ 鳴海豊氏が環境大臣表彰を受賞

鳴海氏におかれましては、青森市の株式会社青森資源で常務取締役を務められており、昨年10月31日、札幌市で開催された「第1回資源循環と環境を考える全国大会」の表彰式典の席上、令和7年度循環型社会形成推進功労者として大臣表彰を受賞されました。

鳴海氏が常務を務める青森資源は、昭和63年に産業廃棄物処理業の許可を取得し、入社以来27年の長きに渡り産業廃棄物処理業務に従事し、その間、マニフェストの普及や廃棄物の適正処理のための啓発を行ってまいりました。

また、平成23年度から東青支部役員を歴任され令和2年度から3年度まで支部長として支部事業を牽引、特に不法投棄監視パトロールや不法投棄防止撤去推進キャンペーンの実施に当たっては積極的に参加し、自社従業員の派遣や運搬車両、重機等の提供に積極的に協力されるなど、県民の環境保全意識の高揚のために尽力されました。



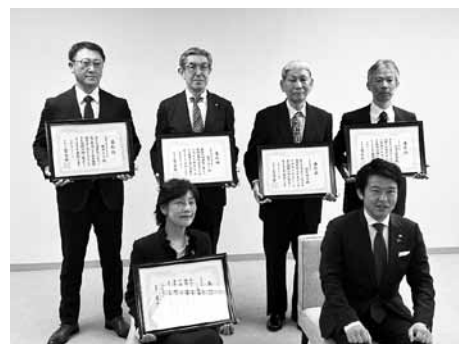
◆ 相内立己氏が青森県知事表彰を受賞

相内氏におかれましては、今別町の相内建設株式会社で代表取締役を務められており、循環型社会形成推進部門における「令和7年度あおもり環境功労者」として2月24日に青森県庁において県知事表彰を受賞されました。

相内氏が代表を務める相内建設は、平成4年に産業廃棄物処理業の許可を取得し、入社以来25年の長きに渡り産業廃棄物処理業務に従事し、その間、マニフェストの普及啓発や廃棄物の適正処理のための啓発を行ってまいりました。

また、平成17年度から東青支部役員、平成24年度からは協会理事として、協会事業全般に積極的に支援・協力し円滑な事業実施に尽力されました。

さらに、当協会の災害廃棄物処理支援検討委員会の委員として、災害廃棄物処理に係る県との協定に基づく支援体制整備に携わり、災害復興に向けた協会の取組方法等についても積極的に参画し、協会の社会的信用・認知向上に尽力されました。



◆ 管理者研修会

協会会員事業所の役員、管理・監督者を対象として、次のとおり開催しました。

- 1 開催日 令和8年2月10日(火)
- 2 開催場所 ウェディングプラザアラスカ
- 3 講師 環境省 環境再生・資源循環局
資源循環課 課長補佐 水島 大輝 氏
- テ ー マ 「再資源化事業等高度化法について」
- 4 受講者 67名



◆ 令和8年新年会・受賞祝賀会

令和8年2月10日(火)、青森市のウェディングプラザアラスカにおいて、会員事業所の役員、幹部など68名が出席し、令和8年新年会と併せて、環境大臣表彰を受賞された鳴海豊様、県知事表彰を受賞された相内立己様の受賞祝賀会が盛大に開催されました。

来賓として、当協会顧問の県議会議員 阿部広悦様、管理者研修会講師の水島大輝様がお忙しいところご出席されました。

庄司会長の新年の挨拶に引き続き、受賞者のご功績の紹介と花束及び記念品が贈呈され、受賞者から謝辞がありました。

阿部議員からご祝辞を頂いた後、大矢副会長の乾杯の発声で開宴し、大いに交流が深められました。



◆ 理事会

■ 第3回理事会

- 1 開催日 令和7年12月18日(木)
- 2 開催場所 ウェディングプラザアラスカ
- 3 議 事
 - (1) 令和7年度第5回理事会等の開催日程について
 - (2) 委員会委員及び部会委員の選任について
 - (3) その他
- 4 報告事項
 - (1) 令和7年度管理者研修会、新年会及受賞祝賀会について
 - (2) 令和7年度不法投棄防止撤去推進キャンペーン実施結果について
 - (3) 令和7年度災害廃棄物仮置場設置訓練実施結果について
 - (4) 第1回資源循環と環境を考える全国大会について
 - (5) 各委員会、部会、青年部会、女性部会活動報告について
 - (6) その他

■ 第4回理事会

- 1 開催日 令和8年2月10日(火)
- 2 開催場所 ウェディングプラザアラスカ
- 3 議 事
 - (1) 管理者研修会及び新年会・受賞祝賀会について
 - (2) その他
- 4 報告事項
 - (1) 令和7年労働災害防止活動の現状調査について
 - (2) 各委員会、部会、青年部会、女性部会活動報告について
 - (3) その他

◆ 委員会

■ 第2回総務企画委員会

- 1 開催日 令和8年2月10日(火)
- 2 開催場所 ウェディングプラザアラスカ
- 3 議 事
 - (1) 令和8年度事業計画及び予算案について
 - (2) その他

労働安全衛生委員会ニュース

◆ 電子マニフェスト操作体験セミナーの開催

電子マニフェスト導入を検討されている事業者の皆様を支援するため、2部制で電子マニフェスト操作体験セミナーを開催しました。

1. 開催日 令和7年11月11日(火)
2. 会場 青森県総合社会教育センター 第10研修室
第1部 10時～12時
第2部 14時～16時
3. 講師 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストインストラクター 中村 英猛 氏
4. 参加者 第1部 12名、第2部 7名



◆ 電子マニフェスト処分業者向け項目追加説明会の開催

令和7年4月22日付けで公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令により、処分業者が省令改正に円滑に対応できるよう説明会を開催しました。

1. 開催日 令和7年12月10日(水)
2. 会場 青森県観光物産館アスパム あすなろ
3. 講師 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター 情報サービス部 伊東 匠 氏
4. 参加者 69名

連合会ニュース

◆ 「第1回資源循環と環境を考える全国大会」に参加

令和7年10月30日、(公社)全国産業資源循環連合会等の産業廃棄物関係3団体の主催による「第1回資源循環と環境を考える全国大会」が北海道において全国の関係者が参加の下、盛大に開催されました。

当協会からは、庄司会長、佐々木副会長他7名が参加しました。

令和7年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰(産業廃棄物関係事業功労)式典が行われ、受賞者34名の方に表彰状と記念品が授与されました。

当協会からは、鳴海豊氏がこの栄えある賞を受賞されました。

表彰式典後は、次のとおり講演が行われました。

講演 (1) 「循環経済は国家戦略」

環境省 環境再生・資源循環局 局長 角倉 一郎氏

(2) 「持続可能な社会とサーキュラーエコノミー」

北海道大学大学院工学研究院 環境創生工学部門 教授 石井 一英氏





◆ 支部研修会

【東青支部】

- 開催日 令和7年12月4日(木)
- 開催場所 ウェディングプラザアラスカ
- 出席者数 34名
- テーマ 「SDGsが問いかけること」
- 講師 青森大学社会学部社会学科 教授 藤 公晴 氏

【中弘南黒支部】

- 開催日 令和7年10月22日(水)
- 開催場所 平賀公民館
- 出席者数 26名
- テーマ 「産業廃棄物処理業の許可に係る欠格要件について」
- 講師 青森県弘前環境管理事務所 所長 神 毅統 氏
主幹 玉熊 義久 氏
- テーマ 「災害廃棄物の仮置場業務について」
- 講師 青森県環境エネルギー部 資源循環推進課
循環社会推進グループ 総括主幹 中野渡 一耕 氏

【西北五支部】

- 開催日 令和7年12月2日(火)
- 開催場所 ホテルサンルート五所川原
- 出席者数 29名
- テーマ 「産業廃棄物処理業の許可に係る欠格要件について」
- 講師 青森県弘前環境管理事務所 主査 玉熊 義久 氏

【三八支部】

- 開催日 令和7年12月16日(火)
- 開催場所 八戸プラザホテル
- 出席者数 52名
- テーマ 「ITツールを活用した業務効率化について」
- 講師 DXE株式会社 環境ICT推進部 部長 山本 隆史 氏

【上十三支部】

- 開催日 令和7年12月8日(月)
- 開催場所 サン・ロイヤルとわだ
- 出席者数 35名
- テーマ 「トランプ2.0を迎える企業を取り巻く経済環境の大枠」
- 講師 野村證券株式会社 八戸支店長 杉山 智美 氏

◆ 令和7年度秋期解体工事現場パトロール

協会各支部では、青森県、青森市が解体工事現場において実施する「建設リサイクル法に関する一斉パトロール」に参加し、解体廃棄物の適正処理について普及啓発を行いました。

東青支部	【青森県主催】 ・実施日 令和7年10月15日(水) ・実施場所 外ヶ浜町、今別町 ・支部参加人数 3人
	【青森市主催】 ・実施日 令和7年10月21日(火) ・実施場所 青森市 ・支部参加人数 3人
中弘南黒支部	【青森県主催】 ・実施日 令和7年10月21日(火) ・実施場所 平川市 ・支部参加人数 1人
西北五支部	【青森県主催】 ・実施日 令和7年10月17日(金) ・実施場所 五所川原市、つがる市、板柳町 ・支部参加人数 3人
三八支部	【青森県主催】 ・実施日 令和7年10月27日(月) ・実施場所 八戸市、五戸町 ・支部参加人数 2人
上十三支部	【青森県主催】 ・実施日 令和7年10月9日(木) ・実施場所 十和田市 ・支部参加人数 6人
下北支部	【青森県主催】 ・実施日 令和7年10月17日(金) ・実施場所 むつ市、風間浦村 ・支部参加人数 4人

◆ 令和7年度不法投棄防止監視パトロール

支部名	実施日	パトロール実施地域
東青支部	令和7年10月20日	蓬田村
中弘南黒支部	令和7年9月29日	黒石市、平川市
三八支部	令和7年9月22日	八戸市鮫町、大久保地域
上十三支部	令和7年11月19日	七戸町、六ヶ所村

◆ 支部視察研修

■ 東青支部

実施日：令和7年6月17日(火)～19日(木)

視察先：株式会社ダイカン（大阪府大阪市鶴見区焼野3丁目2-79）

参加者：16名

6月17日初日に株式会社ダイカン様を視察させていただきました。こちらの会社は大阪府大阪市、堺市、兵庫県三田市に産廃処理施設があり、今回は本社がある大阪市の処理施設を見学いたしました。

この日は他事業所が点検のため施設を閉鎖しているため普段より廃棄物が多いとのことでした。



「分別して運ぶのがあたりまえ」になっていった私たちにとっては驚きでした。分別させることなくすべての廃棄物がダンプに積みれ、廃棄されていました。一般廃棄物処理場なのか？と思われるような感じです。運搬するダンプには「廃プラスチック」「コンガラ」等の記載もあったのですが混載でした。

→右の写真が大阪市の一般廃棄物処理場です。こちらの自然に申し込めば見学可能とのことでした。



■ 中弘南黒支部

実施日：令和7年9月17日(火)～18日(木)

視察先：石川県コマツ工場、輪島地区「仮置き場・中間処理施設」視察見学

参加者：17名

解体工事業協会津軽支部との合同視察研修を9月17日～18日に開催し、17名が視察研修に参加。初日、石川県小松市にあるこまつの杜を視察。次の日は、震災被災地輪島地区を視察しました。

震災ゴミの仮置き場と処理施設「門前クリーンパーク」(管理型処分場)を視察した。



■ 上十三支部

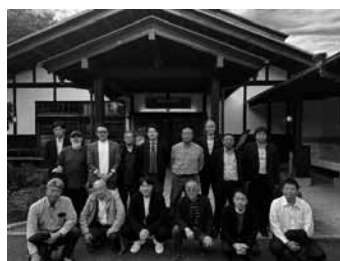
実施日：令和7年10月23日(木)～24日(金)

視察先：石坂産業㈱ 資源再生工場・三富今昔村視察見学
埼玉県入間郡三芳町上富1-589-2

参加者：15名

大島上十三支部長をはじめ15名が視察研修に参加。初日、埼玉県三芳町にある石坂産業が運営する環境共生複合施設と産廃中間処理場が隣接する三富今昔村を視察。「自然と共生する循環型社会の実現」を理念に掲げ、リサイクル工場・自然再生活動・地域交流スペースやカフェなどによって構成されている。リサイクル率98%以上を達成し、処理工程の見える化や飛散・騒音対策も施され、安全や環境面に配慮した設計設備となっており、見学通路には映像やパネル説明など随所に工夫がされていた。また、地域住民や学校との交流を積極的に行い、廃棄物処理場を「見せない・隠す」ではなく、「見せる工場」「開かれた産業施設」とし、学びや伝える場としての企業活動と社会貢献が両立している先進的な施設であった。今回の研修を通じて「環境共生経営」の理念と実践を直接体感し、単なるリサイクル事業に留まらず、地域・自然・人を結ぶ仕組みが企業価値向上につながることを感じ得た。

初日夜は隅田川での屋形船。2日目は、はとバスツアーにて皇居、浅草、東京タワーを見学し帰路に着いた。





青年部会だより

◆ 役員会

第5回役員会

- 1 開催日 令和7年9月16日(火)
- 2 開催場所 産業資源循環協会 会議室
- 3 議事 (1) 令和7年度各事業実施部会からの提案・報告等について
 - ① 環境学習支援部会
 - ② 会員拡大部会
 - ③ 青年連絡会部会

第6回役員会

- 1 開催日 令和7年11月21日(金)
- 2 開催場所 産業資源循環協会 会議室
- 3 議事 (1) 令和7年度各事業実施部会について
 - ① 環境学習部会
 - ② 会員拡大部会
 - ③ 青年連絡会部会(2) 令和7年度研修会及び新年会について
(3) 令和8年度事業計画について
(4) 令和8年度各部会構成員選定について
(5) 第13回全国大会in大阪について

第7回役員会

- 1 開催日 令和8年2月27日(金)
- 2 開催場所 青森県観光物産館アスパム
- 3 議事 (1) 令和7年度各事業実施部会について
 - ① 会員拡大部会
 - ② 青年連絡会部会(2) 令和7年度事業報告(案)・収支決算書(案)について
(3) 令和8年度事業計画(案)・事業予算(案)について
(4) 岩手県産業資源循環協会青年部会との視察研修と交流会について
(5) 令和8年度の各部会名簿

◆ 環境学習支援授業

青年部会では、小学生を対象にした環境学習支援事業を実施しています。
内容は、

- 「木くず破砕機」又は「紙くずシュレッダー」による実演
- 地球温暖化の原因や課題、リサイクル等に関する環境クイズ
などとなっています。

【八戸市立新井田小学校】

- ・実施日 令和7年10月7日(火)
- ・参加人数 児童 111名(4年生)
教員 4名



◆ 清掃活動事業

青年部会では、地域の環境保全活動及び廃棄物の適正処理に係る意識向上を目的として清掃活動（ゴミ拾い）を実施しました。終了後には、親睦会としてBBQを実施しました。

実施日：令和7年10月7日（火）

実施場所：津軽港脇

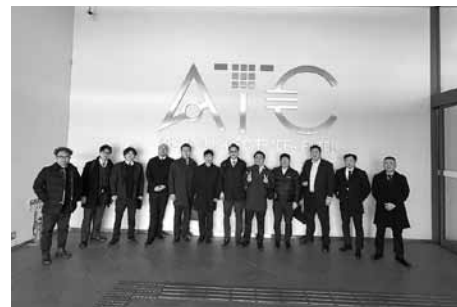
参加人数：25人



◆ 第13回全国大会近畿大会in大阪

令和8年1月30日、全国産業資源循環連合会青年部協議会主催による「第13回全国大会近畿大会in大阪」が大阪市において全国の青年部会員が参加の下、盛大に開催されました。

青年部会からは、14名参加しました。



◆ 青年部会への入会について

当協会では、若手幹部社員の自己啓発を図るとともに研修会等を通じて、経営技術の向上と企業の近代化、産業廃棄物の適正処理等に資することを目的として、平成6年5月に青年部会を設立しました。

主な活動としては、研修会の実施や他協会青年部会との交流を推進する他、環境学習支援事業や3Rサッカー大会など業界のイメージアップや地域社会との良好な関係の構築を図る事業を実施しております。

つきましては青年部会活動の趣旨をご理解いただきますとともに、役員、幹部社員のみならず、一般職員の方のご加入についてご配慮賜りますようお願い申し上げます。

ご入会については、別紙入会申込書にご記入の上、協会事務局まで郵送いただきますようお願い申し上げます。

なお、青年部会に加入すれば同時に任意団体「青森県環境産業青年連絡会」に加入となり、年会費24,000円の会費が必要となりますことを申し添えます。



▼入会案内

▼目的

青森県産業資源循環協会では、若手幹部社員の自己啓発を図るとともに研修会等を通じて、経営技術の向上と企業の近代化、産業廃棄物処理の適正処理等に資することを目的とする。

▼主な活動

- ・各種研修会の実施
- ・県内各所清掃ボランティア活動
- ・環境学習支援事業（県内小学校訪問事業）
- ・3Rサッカー大会の開催（青森市サッカー協会共催）
- ・廃棄物処理施設等視察研修事業
- ・他協会青年部会との交流事業

▼入会資格

当協会会員の役員・幹部社員で代表者から推薦された若手従業員。
50歳未満の方（満50歳となる年度で卒業）

▼入会手続き

「入会申込書」に必要事項を記入し、協会事務局まで送付して下さい。

【お問合せ先・入会申込先】

一般社団法人 青森県産業資源循環協会 ☎電話017-721-3911
〒030-0802 青森市本町五丁目5番21号 青森県農業共済会館2階
ホームページ：<http://www.aosanpaikyou.or.jp/page1>
（右記QRコードからHPにアクセスできます。）

▼会費（青森県環境産業青年連絡会分）

年額（1名）24,000円（※月額2,000円）



一般社団法人青森県産業資源循環協会 青年部会
(青森県環境産業青年連絡会)

入会申込書

貴部会の目的（青年経営者等が情報交換、研修会等を通じて経済知識及び経営技術の向上と企業の近代化を図るとともに、部会員相互の親睦啓発を図り、あわせて産業廃棄物の適正処理及び再生利用等の事業活動に寄与すること）に賛同し、青年部会員として入会したいので申込みいたします。

令和 年 月 日

一般社団法人青森県産業資源循環協会 青年部会長殿

【入会申込人】

郵便番号

所在地

事業所名

代表者

印

TEL

FAX

役職名	フリガナ		生年月日	年齢
	氏名		昭和・平成 年 月 日	才

【メールアドレス】 _____

*はつきりと正確にご記入下さい。

女性部会だより

◆ 役員会

第2回役員会

- 1 開催日 令和8年1月16日(金)
- 2 開催場所 産業資源循環協会 会議室
- 3 議題 (1) 令和8年度事業計画について

◆ 研修会

- 開催日 令和7年11月19日(水)
- 開催場所 青森県観光物産館アスパム
- テーマ 「デジタルで仕事をもっとラクに！現場で進めるDX入門」
- 講師 あおもりIT活用サポートセンター 事務局長理事 風晴 翔太 氏
- 参加人数 20名



◆ 女性部会入会のお願い

当協会では、会員の自己啓発を図るとともに産業廃棄物処理業界において女性が活躍できる環境づくりに資することを目的として、令和2年5月に女性部会を設置いたしました。

セミナーや他協会女性部会との情報交換・交流による会員の資質向上、女性目線での業界イメージアップや働きやすい環境づくりへの提言などを予定しています。

入会資格等は、下記のとおりとなっておりますので、ご加入について何卒ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

- 入会資格……会社役員、幹部社員、経営者の女性親族、一般職員
- 会費……なし

ご入会については、次ページ「入会申込書」にご記入の上、協会事務局まで郵送いただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人青森県産業資源循環協会 女性部会

入会申込書

貴部会の目的（部会員相互の情報交換、研修会等を通じて自己啓発を図るとともに、産業廃棄物処理業において女性が活躍できる環境づくりに関する事業を実施することにより、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等に寄与すること）に賛同し、女性部会員として入会したいので申込みいたします。

令和 年 月 日

一般社団法人青森県産業資源循環協会 女性部会長殿

【入会申込人】

郵便番号

所在地

事業所名

代表者

印

TEL

FAX

役職名等	フリガナ		備考
	氏名		
役職名等	フリガナ		備考
	氏名		
役職名等	フリガナ		備考
	氏名		

【メールアドレス】 _____

*はっきりと正確にご記入下さい。

*複数加入の場合は、代表メールをご記入下さい。

あおもり循環型社会推進協議会だより

◆ 不法投棄防止撤去推進キャンペーンの実施

【中弘南黒支部】

実施日 令和7年10月14日(火)
実施場所 黒石市
廃棄物の種類 コンクリートくず、金属くず、廃プラスチック、一般廃棄物、
廃家電
処理量 20.37t
参加人数 弘前環境管理事務所 3名、黒石市 5名、
支部会員 18名
あおもり循環型社会推進協議会会員 5名
(県資源循環推進課 3名、事務局 2名)
合計 31名

【下北支部】

実施日 令和7年10月15日(水)
実施場所 むつ市
廃棄物の種類 一般廃棄物
処理量 1.92t
参加人数 むつ環境管理事務所 3名、むつ市 7名
支部会員 11名
あおもり循環型社会推進協議会会員 11名
(県資源循環推進課 4名、あお循環協会会員 5名、事務局 2名)
合計 32名

【東青支部】

実施日 令和7年10月20日(月)
実施場所 蓬田村
廃棄物の種類 金属くず、廃タイヤ、廃プラスチック、
ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず
処理量 9.32t
参加人数 青森環境管理事務所 4名、蓬田村 5名、蓬田村村民 10名
支部会員 40名
あおもり循環型社会推進協議会会員 6名
(県資源循環推進課 4名、事務局 2名)
合計 65名





◆ リサイクル産業支援セミナーの開催

- 1 開催日 令和7年12月12日(金)
- 2 開催場所 アピオあおもり
- 3 講演
 - (1) テーマ 「再資源化事業等高度化法について」
 - (2) 講師 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 主査 高橋 拓也 氏
- 4 企業の事例紹介
 - (1) テーマ 「有限会社ループにおける太陽光パネルリサイクルについて」
 - (2) 講師 有限会社ループ 取締役専務 小坂 仁志 氏





青環第615号
令和8年3月4日

一般社団法人青森県産業資源循環協会 殿

青森県環境エネルギー部環境政策課長
(公 印 省 略)

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい
防止対策徹底マニュアル」の改正について（通知）

本県の環境保全行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、環境省から標記マニュアルを改正し、下記に掲載した旨連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴協会員に対し御周知していただき、アスベスト対策を徹底して下さるようお願いいたします。

○改正箇所一覧及び改正後のマニュアルの掲載先（URL又はQRコード）

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html



【担当】

青森県環境エネルギー部環境政策課
生活環境保全グループ 主幹 中谷 康次郎
TEL：017-734-9242
E-mail：kojiro_nakaya@pref.aomori.lg.jp

(別記)

一般社団法人青森県産業資源循環協会
一般社団法人青森県解体工事業協会
一般社団法人青森県建設業協会
一般社団法人青森県中小建設業協会
一般社団法人青森県建築士事務所協会
青森県優良住宅協会
公益社団法人青森県宅地建物取引業協会

訂正表

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
24 (3行 目)	(5)除去又は 囲い込み等 の完了の確 認	<p>「作業が完了したことの確認」とは、除去にあつては、特定建築物の取り残しが無いこと、囲い込みに会つては、囲い込み等が適切に行われ石綿の飛散のおそれがないことを確認することという。「確認を適切に行うために必要な知識を有する者」とは、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号、令和5年3月27日一部改正。以下「登録規程」という。)第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者(以下「一般調査者」という。)、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者(以下「特定調査者」という。)、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者(以下「一戸建て等調査者」という。)、同条第5項に規定する工作物石綿事前調査者(以下「工作物調査者」という。)、これらの者と同等以上の能力を有する者(以下「調査者等」という。)及び当該特定工事に係る石綿作業主任者(石綿則第19条に規定する者をいう。以下同じ。)をいう。</p> <p>ただし、工作物調査者の規定は令和8年1月1日から適用されるが、それ以前でも特定建築材料が使用されているおそれが高いものとして環境大臣が定める工作物(以下「特定工作物」という。)における作業が完了したことの確認は、調査者等や石綿作業主任者に行わせることが望ましい。また、一戸建て等調査</p>	<p>「作業が完了したことの確認」とは、除去にあつては、特定建築物の取り残しがないこと、囲い込みにあつては、囲い込み等が適切に行われ石綿の飛散のおそれがないことを確認することという。「確認を適切に行うために必要な知識を有する者」とは、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号、令和5年3月27日一部改正。以下「登録規程」という。)第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者(以下「一般調査者」という。)、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者(以下「特定調査者」という。)、これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者(以下「一戸建て等調査者」という。)、同条第5項に規定する工作物石綿事前調査者(以下「工作物調査者」という。)(以下これを「調査者等」という。)又は当該特定工事に係る石綿作業主任者(石綿則第19条に規定する者をいう。以下同じ。)をいう。</p> <p>ただし、一戸建て等調査者に確認を行わせることができるのは、一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る。</p>

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
30 (23行 目)	(3)調査を適切に行うために必要な知識を有する者	<p>者に確認を行わせることができるのは、一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る。</p> <p>工物物に係る解体等工事の事前調査について、特定建築材料が使用されているおそれ大きい工物物に係る解体等工事及びその他の工物物に係る解体等工事のうち塗料その他の石綿を含有するおそれのある建築材料の除去の作業を伴うものについては、<u>大防法施行規則第16条の5第一号ただし書きに規定する場合を除き、工物物の種類に応じて、工物物調査者、一般調査者、特定調査者、又はこれらのものと同等以上の能力を有すると認められる者に行わせることとされた。当該者に調査を行わせる義務については、令和8年(2026年)1月1日から施行されることとされているが、義務付け適用以前においても、事前調査は調査者等に行わせることが望ましい。</u></p>	<p>工物物に係る解体等工事の事前調査について、特定建築材料が使用されているおそれ大きい工物物に係る解体等工事及びその他の工物物に係る解体等工事のうち塗料その他の石綿を含有するおそれのある建築材料の除去の作業を伴うものについては、<u>大防法施行規則第16条の5第一号ただし書きに規定する場合を除き、工物物の種類に応じて、以下のいずれかの者に行わせることとされた。(詳細については4.3.4を参照すること。)</u></p> <p>ア. <u>工物物調査者</u></p> <p>イ. <u>一般調査者又は特定調査者</u></p> <p>ウ. <u>イと同等以上の能力を有すると認められる者</u></p>
54 (30行 目)	2.3.3 事前調査及び分析調査	<p>当該者に調査を行わせる義務については、令和8年(2026年)1月1日から施行されることとされているが、義務付け適用以前においても、事前調査は調査者等に行わせることが望ましい。</p>	<p>(削除)</p>
56 (32行 目)	2.3.5 事前調査結果の報告 【解説】	<p>…(石綿則第4条の2第1項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年厚生労働省告示第278号)に規定するアからタまでの工物物)…</p>	<p>…(石綿則第4条の2第1項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年厚生労働省告示第278号)に規定する一から十七までの工物物)…</p>
56 (37行 目)	2.3.5 事前調査結果の報告 【解説】	<p>また、第3条第7項第九号の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写しの概要は、事前調査等を実施した者の氏名及び講習実施機関の名称を記載する。</p>	<p>また、第3条第7項第十一号の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写しの概要は、事前調査を行った者が修了した講習等の区分及び当該者が修了した講習等の講習実施機関の名称を記載し、第3条第7項第十二号の厚生労働大臣が</p>

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
60 (13行 目)	2.3.7 除去等 に係る措置	<p>…、除去した部分に取り残しがないことを建築物石綿含有 建材調査者(建築物に係る除去作業に限る)又は石綿作業主 任者が確認させた上で粉じん飛散防止処理剤を噴霧・塗布す ることにより湿潤化してから隔離を解く必要がある(第3項)</p> <p><u>(1)事前調査、調査者等</u></p>	<p>定める者であることを証明する書類の写しの概要は、分析調査 を実施した者の氏名及び当該者が修了した講習の講習実施機 関の名称を記載する。</p> <p>…、除去した部分に取り残しがないことを調査者等又は石綿作 業主任者が確認させた上で粉じん飛散防止処理剤を噴霧・塗 布することにより湿潤化してから隔離を解く必要がある(第3項)。</p>
74 (3行 目)	3.3 除去等 作業等に関 する用語	<p><u>(1)事前調査、調査者等</u></p>	<p><u>(1)事前調査</u></p>
74 (10行 目)	(1)事前調 査、調査者 等	<p>本マニュアルでは当該知識を有する者を「調査者等」という。</p>	<p>(削除)</p>
93 (30行 目)	4.3.4 事 前調査を実 施する者	<p><u>(建築物及び船舶については令和5年10月1日以降に、工作 物については令和8年1月1日以降に着工する解体等工事から 適用。一般個人による事前調査は除く)</u></p>	<p><u>(一般個人による事前調査は除く。(詳細については、2.2.5(4) を参照すること。))</u></p>
94 (11行 目)	4.3.4 事 前調査を実 施する者	<p>なお、工作物の事前調査を行う者の義務付けは令和8年1 月1日から適用されるが、義務付け適用以前においても、事前 調査は調査者等に行わせることが望ましい。</p>	<p>(削除)</p>

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後								
94 (40行 目)	4.3.4 事前調査を実施する者	なお、分析対象となる建材の採取については、採取箇所の判断を適切に行う観点から、現地における目視調査とあわせて調査者等が行うことが望ましい。	なお、分析対象となる建材の採取については、採取箇所の判断を適切に行う観点から、現地における目視調査とあわせて調査者等が行うことが望ましいが、調査者等以外の者が採取する場合は、調査者等の指示の下で行わせること。								
99	様式例の⑧	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"><small>⑧事前調査を行った者及び当該者が登録環境に基づく講習を受講した講習実施機関の名称</small></td> <td style="width: 50%;"><small>氏名</small></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他</td> <td><input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他</td> </tr> </table>	<small>⑧事前調査を行った者及び当該者が登録環境に基づく講習を受講した講習実施機関の名称</small>	<small>氏名</small>	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"><small>⑧事前調査を行った者及び当該者が登録環境に基づく講習を受講した講習実施機関の名称</small></td> <td style="width: 50%;"><small>氏名</small></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他</td> <td><input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他</td> </tr> </table>	<small>⑧事前調査を行った者及び当該者が登録環境に基づく講習を受講した講習実施機関の名称</small>	<small>氏名</small>	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他
<small>⑧事前調査を行った者及び当該者が登録環境に基づく講習を受講した講習実施機関の名称</small>	<small>氏名</small>										
<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他										
<small>⑧事前調査を行った者及び当該者が登録環境に基づく講習を受講した講習実施機関の名称</small>	<small>氏名</small>										
<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他										
219 (23行 目)	4.12.6 その他の安全衛生対策		(3)一酸化炭素中毒による健康障害を防止するため、 <u>ディスプレイインダ等の電源として内燃機関を有する発電機を使用する場合は、隔離養生の中に置いて使用しないこと。作業の性質上、やむを得ず発電機を隔離養生内で使用する場合には、適切な排気方法を用いて十分な換気を行うこと。その際、換気を行うための排気装置に HEPA フィルター等を用いて石綿粉じんを全て除じんすること。</u> その他、平成 10 年 6 月 1 日付け基発第 329 号「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について」および平成 23 年 7 月 22 日付け基安化発 0722 第 2 号「一酸化炭素による労働災害の防止について」に示す内容に留意し、適切に作業を行うこと。								
VI-3 (20行 目)	6. 呼吸用保護具、保護衣に係る参考文献	<ul style="list-style-type: none"> ●第9次粉じん障害防止総合対策の推進について(平成 30年 2月 9日基発 0209 第3号) 	<ul style="list-style-type: none"> ●防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について(令和5年5月25日基発0525第3号) ●第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について(令和5年 3月30日基発0330第3号) 								



お役立ち情報・気になる情報

もう、チェックした？



青森県最低賃金

令和7年11月21日から

時間額1,029円

青森県特定(産業別)最低賃金

令和7年12月21日から

産 業 名	時間額
鉄 鋼 業	1,109円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,045円

次の2つの青森県特定(産業別)最低賃金は、令和7年度は改定されないため、令和7年11月21日から「青森県最低賃金(1,029円)」が適用されます。

百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業	1,029円
自動車小売業	1,029円

※ 最低賃金に関するご相談・お問い合わせは
 青森労働局 労働基準部 賃金室 (TEL 017-734-4114) 又は最寄りの労働基準監督署へ。
 青森労働局のホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/>)でもご覧いただけます。

最低賃金の適用を受ける使用者は、この表を労働者の見やすい場所に掲示してください(最低賃金法第8条)

もう、チェックした？



青森県の最低賃金

最低賃金の件名	適用範囲
青森県最低賃金 時間額 1,029円 令和7年11月21日から	産業や職種に関わりなく県内で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。 なお、次の2産業は該当する特定(産業別)最低賃金が適用されます。

最低賃金の件名	適用範囲	適用除外 (上記の青森県最低賃金が適用されます)	
青森県特定(産業別)最低賃金	鉄鋼業 時間額 1,109円 令和7年12月21日から	鉄鋼業 ただし、高炉による製鉄業、表面処理鋼材製造業を除きます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する労働者
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 時間額 1,045円 令和7年12月21日から ※令和7年11月21日から12月20日までは、青森県最低賃金(1,029円)が適用されます。	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ただし、電球・電気照明器具製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)及び電子計算機・同附属装置製造業を除きます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 部分品・機器等の組立て又は加工業務のうち、小型電動工具又は手工具を用いて行うかしめ、バリ取り、巻線、穴あけ、部分品の取付け又は小型機器の簡易な操作に主として従事する労働者 (4) 清掃、片付け、賄い、運搬又は警備の業務に主として従事する労働者
	百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業 (※令和6年4月1日から日本標準産業分類が変更されたことに伴い、件名が変更となりましたが、適用範囲は、これまでと変更ありません。) 時間額 1,029円 令和7年11月21日から	これら2業種の特定最低賃金は、令和7年度は改定されないため、令和7年11月21日からこの額を上回る「青森県最低賃金(1,029円)」が適用されます。	
	自動車小売業 時間額 1,029円 令和7年11月21日から		

《最低賃金額の算定に含まれない賃金》

精皆勤手当/通勤手当/家族手当/臨時に支払われる賃金/1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当等)/時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

※ 最低賃金に関するご相談・お問い合わせは

青森労働局 労働基準部 賃金室 (TEL 017-734-4114) 又は最寄りの労働基準監督署へ。

青森労働局のホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/>)でもご覧いただけます。

最低賃金の適用を受ける使用者は、この表を労働者の見やすい場所に掲示してください(最低賃金法第8条)

第80回国民スポーツ大会
青の煌めきあおもり国スポ

冬季大会:2026年1月~2月予定
本大会:2026年10月10日(土)~20日(火)

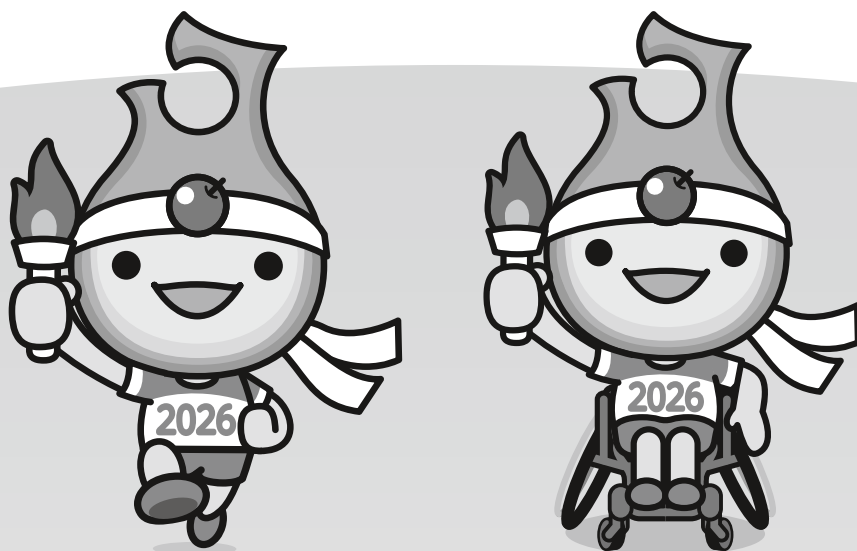
第25回全国障害者スポーツ大会
青の煌めきあおもり障スポ

2026年10月23日(金)~26日(月)

2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会

企業協賛制度のご案内



青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催にあたって

青森県 開催決定



国スポ・障スポは、国内最大級のスポーツイベントであり、全国から来県される選手・関係者をはじめ多くの方々へ本県の魅力を発信する絶好の機会となります。企業・団体の皆様にとっては、イメージアップや販売促進につながるるとともに、あおもり国スポ・障スポの成功に向けた県民運動の一環として参加できる素晴らしい機会ですので、是非、協賛制度をご活用いただきますようお願いいたします。

企業協賛の特典一覧		協賛金				物品等		
		JAPAN GAMES パートナー	オフィシャル スポンサー	オフィシャル サポーター	リージョナル スポンサー★	オフィシャル サプライヤー	リージョナル サプライヤー★	
		1,000万円 以上	1,000万円未満 500万円以上	500万円未満 100万円以上	100万円未満 10万円以上	100万円 相当額以上	100万円相当額未満 10万円相当額以上	
販 促 支 援	呼 称 使 用 権	「JAPAN GAMESパートナー」	●					
		「オフィシャルスポンサー」		●				
		「オフィシャルサポーター」			●			
		「リージョナルスポンサー」				●		
		「オフィシャルサプライヤー」					●	
		「リージョナルサプライヤー」						●
	国スポ標章の広告使用・商品化	●						
	大会愛称・ マスコット	商品化	●	●	●			
		広告使用	●	●	●	●	●	●
	開・閉会式	販売・商談ブース出展	●					
PRブース出展		●	●					
自社製品・販促物の サンプリング		●	●					
協賛企業・団体席の 優先提供(制限あり)		●	●	●	●			
各種PR イベント	PRブース出展	●	●	●	●			
広 告 支 援	企業・団体名、 ロゴの掲出・ 掲載等	市町村競技会場内 PR看板	●					
		開・閉会式会場内 PR看板	大	中				
		開・閉会式周辺の 歓迎のぼりへの掲出	●	●				
		開・閉会式会場外PR看板	大	中	小	企業名 のみ	小	企業名 のみ
		大会広報誌等への掲載	●	●				
		大会ウェブサイトへの掲出	大	中	小	企業名のみ リンクなし	小	企業名のみ リンクなし
		総合プログラム・ガイド ブックへの掲載	大	中	小	企業名 のみ	小	企業名 のみ
	新聞・ラジオ・テレビ等への広告	大	中					
	提供物品への企業名・ロゴ掲載					●	●	
	ゼッケン協賛への企業名・ロゴ掲載 優先権	●						

★リージョナルスポンサー、リージョナルサプライヤーは県内に本店、住所地のある企業にのみご参加いただける少額スポンサー制度です。

企業協賛の種類

項目	区分	カテゴリー	募集期間
協賛金	1,000万円以上	JAPAN GAMES パートナー	令和8年 3月31日まで
	1,000万円未満 500万円以上	オフィシャル スポンサー	
	500万円未満 100万円以上	オフィシャル サポーター	
	100万円未満 10万円以上	リージョナル スポンサー	
物品等	100万円相当額以上	オフィシャル サプライヤー	国スポ・障スポ 終了まで
	100万円相当額未満 10万円相当額以上	リージョナル サプライヤー	

★協賛金及び提供いただいた物品に係る経費は、広告宣伝費として損金算入できます。

★協賛金及び物品の額には、消費税を含みます。

★物品の提供には、搬入・裾付や撤去に要する費用も含みます。



提供・貸与いただきたい物品の例

提供

- 応援グッズ
 - 電車、バス、新聞等への広告
 - 歓迎のぼり
 - 飲料水
 - 資料配布用袋
 - スタッフユニフォーム
 - ゴミ袋、消毒液など消耗品各種
- 等

貸与

- 自動車(ラッピング)、自転車
 - パソコン、コピー機
 - テント、プレハブ、仮設トイレ
 - 机、椅子
 - AED、救護用品
- 等

★物品協賛の提供形態には

- 物品 実行委員会が必要とする大会運営用品や、広報・歓迎用品など具体的な物品の提供
- 役務 ボランティアスタッフ等の人材を派遣
- 施設 所有する施設を貸与
(駐車場、倉庫、大会期間中の宿泊施設や休憩所・集合場所等)
などがあります。協賛金と物品を合わせての協賛も可能です。

★物品の提供日については別途相談させていただきます。



企業協賛制度ご参加の流れ

I 協賛形式の 決定

①協賛金 ②物品 ③協賛金と物品

II お申し込み

HP掲載の申込書を提出
もしくは事務局へご連絡下さい。



III 打ち合わせ

協賛契約内容の確認
物品提供日のご相談

IV ご契約

契約書への署名、捺印
各種特典実施の際には担当者様と連絡調整させていただきます。

企業協賛制度Q&A

Q 協賛物品の額って？

A 協賛物品は消費税込みの市価換算額で、搬入・裾付や撤去に要する費用も含まれます。

Q 協賛できる企業・団体に制限はある？

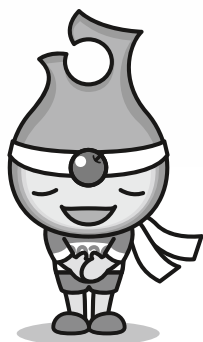
A JAPAN GAMESパートナーと競合する業種や製品を取り扱う企業・団体は、協賛契約を締結できない場合があります。ただし、競合する業種や製品であっても、県産品を取り扱う企業・団体は、日本スポーツ協会と協議の上、協賛契約を締結できる場合があります。

Q 提供物品への企業名掲出の制限はある？

A 開・閉会式会場など、使用する場所によっては企業名等が掲出できない場合があります。

Q 協賛金は分割納付できる？

A できます。分割納付をしてもカテゴリーに変更はありません。



ご不明な点はお気軽に事務局へお問い合わせください！

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局
(青森県国スポ・障スポ局総務企画課)

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号 TEL : 017-734-9703 / FAX : 017-734-8032

MAIL : kyousan2026@pref.aomori.lg.jp

<https://aomorikokuspo2026.pref.aomori.lg.jp/>

あおもり国スポ

検索





事務局からのお知らせ

◆ 「会員名簿」記載事項変更届けのお願い

- ◇ 会員名簿記載事項等に変更があった場合の連絡（届出）方について
会員名簿に記載されている事業所名、代表者名等に変更があった場合には、「変更届」の様式により協会事務局あてFAX等にてご連絡いただきますようお願い致します。
 - ◇ 【協会事務局あてにご連絡いただきたい場合】
 - 事業所の名称、代表者名、事業所所在地の変更があった場合
 - 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可内容に変更があった場合
 - 新規に許可を取得した場合及び許可品自に変更があった場合
- ※ この場合には、新しい許可証の写しを併せてお送り下さい。

『ご注意ください！！』

代表者の変更等、廃棄物処理法施行規則に定める事項の変更があった場合には、協会への連絡ばかりでなく、許可権者（許可を受けている行政機関）への届出が必要です。

行政機関への変更届けは、定められた様式により行うこととされていますので、許可に係る行政機関のホームページ等でご確認下さい。

◆ **ご活用ください！！**
「防災協定に関する証明書」・「社会貢献に関する証明書」
～公共事業に係る経営事項審査の加点対象になります～

〔防災協定に関する証明書〕

当協会では、青森県との間で災害廃棄物の処理に関し、平成20年3月19日大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定を締結し、平成3年3月1日には改訂し、災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定として締結しています。

当協会の会員であり、災害応急活動等に従事する者であることが証明されれば、公共工事に係る経営事項審査において加点対象となることができます。

会員の皆さまは、当協会に対する証明書発行依頼書の提出に基づいて協会が交付する証明書により、この制度を活用することができます。

〔社会貢献に関する証明書〕

前記の証明書のほか、協会では平成24年11月以降、「社会貢献に関する証明書」の交付事業も行っています。

この証明書は、当協会主催の「不法投棄防止のための監視パトロール事業」及び「あおもり循環型社会推進協議会」主催の「不法投棄防止撤去推進キャンペーン事業」（社会貢献活動事業）に参加した会員の皆さまに対して、同証明書の発行依頼書の提出に基づいて交付しているものです。

この証明書の交付を希望される場合には

- ・ 協会主催で行う「不法投棄防止のための監視パトロール事業」に係る証明書の交付依頼については「産業資源循環協会用様式」
- ・ あおもり循環型社会推進協議会の主催で行う「不法投棄防止撤去推進キャンペーン」に係る証明書の交付依頼については「循環協用様式」

により、当協会事務局に提出して下さい（当協会は、循環協事務局を兼務しております）。

上記二つの証明書の交付依頼様式及び記載要領は、当協会ホームページに掲げていますのでご覧下さい。「防災協定に関する証明書」については「会員専用ページ」に、「社会貢献に関する証明書」については「あおもり循環型社会推進協議会」のページに掲載しており、それぞれの様式はダウンロードできますのでご活用ください。

《マニフェスト・電子マニフェスト送り状》 購入申込書

◆◆◆ 申込先 FAX 番号： **017-721-3838** ◆◆◆

マニフェストの種類・価格（税込）		数量	箱番号（※協会記入欄）
産業廃棄物管理票【直行用】 7枚綴 発行元：（公社）全国 産業資源循環連合会	単票・手書き用 1セット・100部 3,300円	セット	
	連続票・パソコン用 1ケース・500部 16,500円	ケース	
産業廃棄物管理票【積替用】 8枚綴 発行元：（公社）全国 産業資源循環連合会	単票・手書き用 1セット・100部 3,300円	セット	
	連続票・パソコン用 1ケース・500部 16,500円	ケース	
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴 発行元：建設六団体 副産物対策協議会	単票・手書き用 1セット・100部 2,700円	セット	
	連続票・パソコン用 1ケース・500部 13,500円	ケース	

電子マニフェスト産業廃棄物送り状 【4枚複写】	1セット・100部 1,100円	セット
-------------------------	------------------	-----

申込日 令和 年 月 日

購入方法 希望の購入方法に○を付けてください。
窓口の場合は来所予定時刻をご記入ください。

配達 ・ 窓口（ 月 日 時頃）

郵便番号 〒 _____

所在地 _____

会社名 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

備考（所在地と送付先が違う場合などは、下記にご記載ください）

【振替払込請求書兼受領証貼付欄】

※ 配達希望者利用欄 ※

《購入手順》

- ① 本紙に所定事項を記載する
- ② 代金を振り込む
- ③ 受領証を貼付する又は、
振込明細を添付する
- ④ 本紙を FAX する

《代金振込先：ゆうちょ銀行》

○ゆうちょ銀行から振込の場合

□座番号 **02250-8-116923**

加入者名（一社）青森県産業資源循環協会

○その他金融機関より振込の場合

店名 二二九（ニニキュ）店

□座（当座）0116923

受取人名（一社）青森県産業資源循環協会

※当日 15 時までのご注文につきましては当日発送。15 時以降の注文は、翌営業日の発送となります。

※振込手数料は、購入者負担でお願いいたします。

※送料は別途料金着払いとなります。

※マニフェストは原則、返品・交換いたしませんので、注文の際は、ご注意ください。

一般社団法人 青森県産業資源循環協会

〒030-0802 青森市本町 5-5-21 青森県農業共済会館 2F

TEL 017-721-3911 ・ FAX 017-721-3838



エコアクション21

地球はみんなの宝物

- ・解体工事
- ・産業廃棄物処理業(再資源化、中間処理)
- ・産業廃棄物収集運搬業・一般貨物自動車運送事業
- ・破碎施設(処理能力 木くず178.2トン) ・切断施設 ・堆肥販売

すべてに安心を追求した
信頼できるリサイクル

(特許庁登録商標 大地の恋人 商願2005-116828)



北砲興発株式会社

代表取締役 濱田恵一

本社・黒石工場

〒036-0514

青森県黒石市富田142番地

TEL 0172(52)5847

FAX 0172(53)5206



郷土を愛し環境保全に奉仕する

ISO14001 認証取得

第一清掃株式会社

- ◎浄化槽維持管理・清掃
- ◎一般・産業廃棄物収集運搬及び処分
- ◎機密書類出張細断処理
- ◎排水管高圧洗浄清掃・つまり直し
- ◎下水道・側溝・地下ピット清掃
- ◎貯水槽清掃及び保守点検

〒031-0023 八戸市大字是川字金ヶ坂18

☎(0178)44-2624

HP:<http://www.daiichi-seisou.co.jp> E-mail:circ@daiichi-seisou.co.jp



ペットボトル他プラスチックリサイクルセンター

〒039-1103 八戸市大字長苗代字内舟渡42-7 ☎(0178)21-8338

環境、社会は人と人との支えあい
人と自然の調和する豊かな社会を求めて！



エコマーク認定
建設汚泥のリサイクルで
SDGs 達成に貢献します！



エコアクション21
認証番号 0011715
H29.3 認証登録



環境技術株式会社

〒039-1168 八戸市八太郎六丁目12番4号

☎0178-20-2666

代表取締役 林 敏次

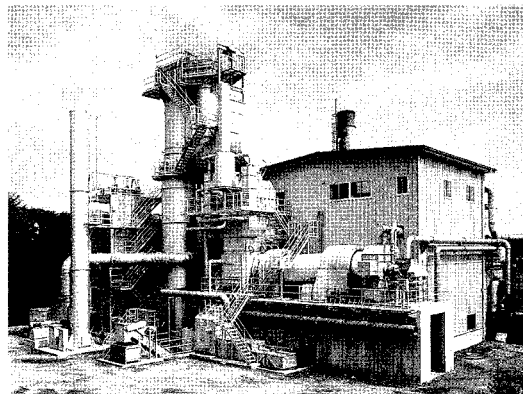
- 営業種目**
- ☆一般貨物運送事業
 - ☆貯水槽清掃管理業
 - ☆地下埋設タンク配管の漏洩検査業
 - ☆環境計量証明事業（土壌、水質検査）
 - ☆むつ小川原国家石油備蓄基地メンテナンス業務
 - ☆産業廃棄物収集運搬・中間処理・最終処分業
 - ☆一般廃棄物収集運搬業 ほか

産業廃棄物業務の概要

- | | |
|---------------|---------------|
| 産業廃棄物収集運搬 | 青森県・岩手県 |
| 特別管理産業廃棄物収集運搬 | 青森県・岩手県 |
| 産業廃棄物中間処理 | 焼却・再生油製造他 |
| 特別管理産業廃棄物中間処理 | 廃油・感染性廃棄物（焼却） |
| 産業廃棄物最終処分 | 管理型・安定型処分場 |

※取扱品目はお問い合わせ下さい！

<http://www.kankyogijutsu.co.jp>



産業廃棄物焼却炉

アクトリームラタ製（KHPLR-IB型）

焼却能力 45.6t/日

廃棄物を通じて社会に貢献

産業廃棄物最終処分場（管理型）

許可番号 00231115450 00281115450

扱い品目

産業廃棄物

燃え殻、汚泥、廃油（タールピッチ類に限る）、紙くず
廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、繊維くず
木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
鉱さい、ゴムくず、がれき類、ばいじん、13号廃棄物

特別管理産業廃棄物

廃石綿等

埋立地面積：83,200m² 埋立容量：1,664,000m³



株式会社ウィズウェイストジャパン

本社 埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目224番地1 TEL 048-668-1414 FAX 048-665-4801

三戸事業所 青森県三戸郡三戸町大字斗内字立花71番1

TEL 0179-20-3022 FAX 0179-20-3023

※お問い合わせは三戸事業所までお願いします。

ホームページ <http://www.withwaste.jp>

アスベスト調査・分析 お任せください！！

水質、土壌、大気、産業廃棄物、温泉成分、悪臭、ダイオキシン類、騒音、振動、作業環境測定 他 各種分析

R環境保全株式会社



代表取締役 竹内 司

青森県平川市松崎西田41-10
TEL (0172)-43-1100 FAX (0172)-43-1166
▶ ホームページはこちらから



KANEKEN
KOUGYOU CO. LTD.



太陽、水、大地



自然にやさしくありたい
それが兼建興業のテーマです

ISO 14001・2015 取得
ISO 9001・2015 取得

・ 特 定 建 設 業

・ 解体工事業 ・ 砕石杭地盤改良工事

産業廃棄物処理業（再資源化・中間処理）

かね けん
株式会社 兼 建 興 業

代表取締役 兼 平 力

青森県弘前市大字兼平字猿沢26-1 TEL (0172) 82-2145(代) FAX (0172) 82-2141

＝人. 街. 自然. 地球. すべての環境との共生＝

産業廃棄物処理業収集運搬業(青森県, 青森市, 岩手県, 秋田県, 宮城県)

● 特別管理産業廃棄物(含・特定有害産業廃棄物) 許可番号 00250017805(青森県)ほか

● 産業廃棄物 許可番号 00200017805(青森県)ほか



有限
会社 **東奥化学**

事務所 〒030-0964 青森県青森市南佃2丁目7番5号

電話 017-765-1660 FAX 017-765-1667

e-mail too-kagaku@rapid.ocn.ne.jp

『 広告掲載のお願い 』

「じゅんかんあおもり」の広告掲載を募集しています。貴社のPRにご利用下さい。

■ 広告料 A4又はA4の1/2 掲載1回につき1万円

■ 広告内容 各社において自由にデザインし、レイアウトを作成

ご希望の方は、協会事務局までご一報下さい。

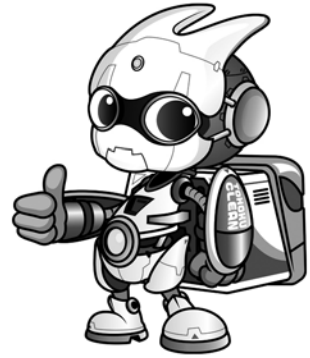
**TOHOKU
CLEAN**

株式会社 東北クリーン

〒036-8374

青森県弘前市大字土堂字早川 276-1

Tel:0172-33-1919 Fax:0172-37-5442



住みよい環境づくりに貢献する

アスファルト合材各種・再生砕石

産業廃棄物中間処理業

株式会社 協同開発舗装

ISO 14001



〒038-3283 代表取締役 増田 教正

青森県つがる市木造館岡上沢辺143番地107

TEL(0173)45-3204(代) FAX(0173)45-3205

Recycle More,
We Can.

SEINAN



青南商事はラグビー女子日本代表を応援しています。

株式会社 青南商事 Tel.0172-35-1413 Fax.0172-35-1415 www.seinan-group.co.jp

エコアクション21
認証番号0001347

健康経営優良法人
2024
Health and productivity

AOMORI
SDGs

女性活躍
企業
当社は女性が
活躍しています

令和6年度
認定
経済産業省

Plastics
Smart

あomorい
eco
オフィス

優良認定
産業廃棄物収集運搬
中間処理・処分量

(株)青森資源は、脱炭素の実現に向けて
SDGsやサーキュラーエコノミーの推進など
再資源化事業に、これからも取り組んでいきます。

Aomori
SHIGEN

一般・産業廃棄物管理型最終処分場・産業廃棄物収集運搬業



地域とともに豊かな生活環境を守る

<取扱品目>

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃プラスチック
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残渣
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- ・鋤さい
- ・がれき類
- ・家畜ふん尿
- ・ばいじん
- ・13号廃棄物
- ・石綿含有廃棄物
- ・水銀使用製品産業廃棄物
- ・水銀含有ばいじん等
- ・廃石綿等【特別管理産業廃棄物】

本 社 〒035-0011 青森県むつ市大字奥内字二又22番地 TEL 0175-26-2188 FAX 0175-26-2189
浪岡事業所 〒038-1303 青森県青森市浪岡大字徳才子山本105-59 TEL 0172-55-5705 FAX 0172-55-5706
青森営業所 〒030-0861 青森県青森市長島1丁目3番22号長和ビルA-205 TEL 017-718-4901 FAX 017-718-4902

 株式会社 青森クリーン

<http://www.aomoriclean.co.jp/>



特定建設業

有限会社 小沢土木

【本 社】 八戸市大字鮫町字大草離11番地1 TEL 0178-33-3087

【中間処理施設】 八戸市大字大久保字大山62-2、62-19、62-20 TEL 0178-35-1925

【鮫 給 油 所】 八戸市大字鮫町字金屎35-158 TEL 0178-32-2767

- ◇土木工事 ◇解体工事 ◇舗装工事 ◇とび・土工工事
- ◇石油類販売業 ◇一般・産業廃棄物収集運搬
- ◇産業廃棄物中間処理業 ◇一般貨物自動車運送業

Total Recycle Company

- ・ 一般廃棄物 収集・運搬(八戸市・階上町・南部町)
- ・ 産業廃棄物 収集・運搬(青森県)
- ・ 資源(古紙・金属等)リサイクル
- ・ 発泡スチロール減容・再生リサイクル
- ・ 廃プラスチック類 圧縮・梱包リサイクル
- ・ 八戸市資源となる紙受入事業所

廃棄物再生事業者登録 青森県第1号

有限会社 柏崎清掃社

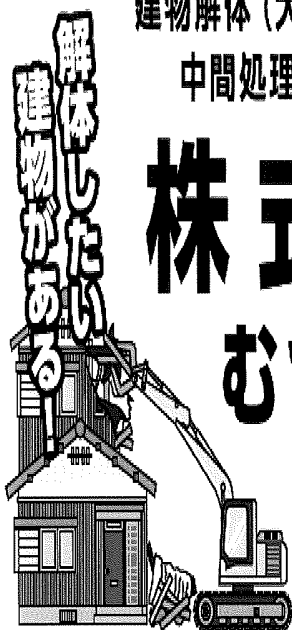
〒031-0023 八戸市是川字田中山24-23

TEL 0178-96-2795 FAX 0178-96-2373

URL <https://www.kashiwazakiseisousya.net/>

E-mail info@kashiwazakiseisousya.net

建物解体（犬小屋からビルまで） 産業廃棄物・一般廃棄物 収集運搬
 中間処理処分業 土盛・土地造成などなど幅広く対応します！



株式会社東通運輸

むつリサイクルセンター



代表取締役
 館 進

本社 青森県むつ市大曲3-13-8
 TEL 0175-22-3911
 FAX 0175-22-3917

WEDDING PLAZA
ALASKA



HOTEL ABEST
BEST HOTELS A O M O R I

O 新町焼肉ハウス・オー
oh SHINMACHI YAKINIKU HOUSE OH

- ウェディングプラザ アラスカ
 青森市新町1丁目11-22 TEL 017-723-2233
- ホテルアベスト青森
 青森市新町1丁目11-22 TEL 017-723-2001
- 新町焼肉ハウス・オー **2021年3月 OPEN !!**
 青森市新町1丁目10-15 TEL 017-723-2298
- 回転鮓処 あすか 東大野店
 青森市東大野2-7-4 TEL 017-729-4444
- 回転鮓処 あすか 青森西バイパス店 FC
 青森市石江三好142-1 TEL 017-766-4444
- 鮓 処 あすか 新町店
 青森市新町1丁目11-22 1F TEL 017-723-5000

アラスカグループ
ALASKA

株式会社 アラスカ 代表取締役 吉澤 誠

〒030-0801 青森市新町1-11-22 TEL 017-723-2233 FAX 017-723-2361

<http://www.alaskajapan.com/>

一般社団法人

青森県産業資源循環協会

入会案内

青森の美しい自然と豊かな環境を守るために

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び再生利用等を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、産業廃棄物の処理等についての調査研究、研修、啓発及び指導相談等に関する事業並びに産業廃棄物処理業の振興に関する事業を行うことにより、産業廃棄物業界が健全な業界として発展していくため会員相互の資質の向上を図り、社会の信頼を得るため日々活動しています。

会員サービスの紹介

- 防災協定及び社会貢献活動に関する証明書の発行
(公共工事に係る経営事項審査の加対象になります。)
- 産業廃棄物処理業の許可更新のための期限通知の送付
- 産業廃棄物処理業の許可取得又は更新のための講習会の案内
- 業界の新しい動向や関係法令改正等に関する研修会等の開催
- 排出事業者からの産廃処理に関する照会への該当会員の紹介
- 産業廃棄物適正処理等に関する相談への対応と県等への照会
- 産業廃棄物収集運搬車両表示ステッカーの頒布
- 協会機関誌「じゅんかんあおもり」の配付 など

入会金及び会費

- 入会金 20,000 円
- 会費(月額) ※処分業と収集運搬業を兼業の場合は処分業の月額が適用されます
 - ・正会員 (中間・最終)処分業者 10,000 円
 - 収集運搬業者 6,000 円
 - 排出事業者 4,000 円
 - ・賛助会員 4,000 円



入会についてのお問合せは
事業所所在地の下記支部へ

各支部一覧

- ◀東青支部▶ ☎ 017-741-4585
(株)山本工業 内)
- ◀中弘南黒支部▶ ☎ 0172-82-2145
(株)兼建興業 内)
- ◀西北五支部▶ ☎ 0173-37-2111
(株)和島組 内)
- ◀三八支部▶ ☎ 0178-28-8510
(有)マール商運 尻内事務所 内)
- ◀上十三支部▶ ☎ 0176-22-2061
(県南環境保全センター(株) 内)
- ◀下北支部▶ ☎ 0175-26-2911
(株)東通運輸 むつリサイクルセンター 内)

産業廃棄物適正処理の
マスコット
「てき丸君」



↓ ホームページはコチラ ↓



<http://www.aosanpaikyuu.or.jp/>



一般社団法人
青森県産業資源循環協会

〒030-0802
青森市本町 5-5-21
青森県農業共済会館 2 階
☎ 017-721-3911

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、1959年の設立以来、119万社以上の中小企業に
ご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共

CHU TAI KYO
小企業 退職金 共済制度

安心

確実な退職金支払
安心の資産運用

有利

掛金は全額非課税
掛金の一部を国が助成

簡単

外部積立型で管理が簡単
退職金試算額もお知らせ

(独)勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1

TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211



詳しくは
ホームページをご覧ください。

じゅんかんあおもり

第82号

令和8年3月発行

編
発

集
刊

「じゅんかんあおもり」広報啓発委員会
一般社団法人青森県産業資源循環協会

〒030-0802

青森市本町五丁目5-21

青森県農業共済会館2F

電話 017 (721) 3911

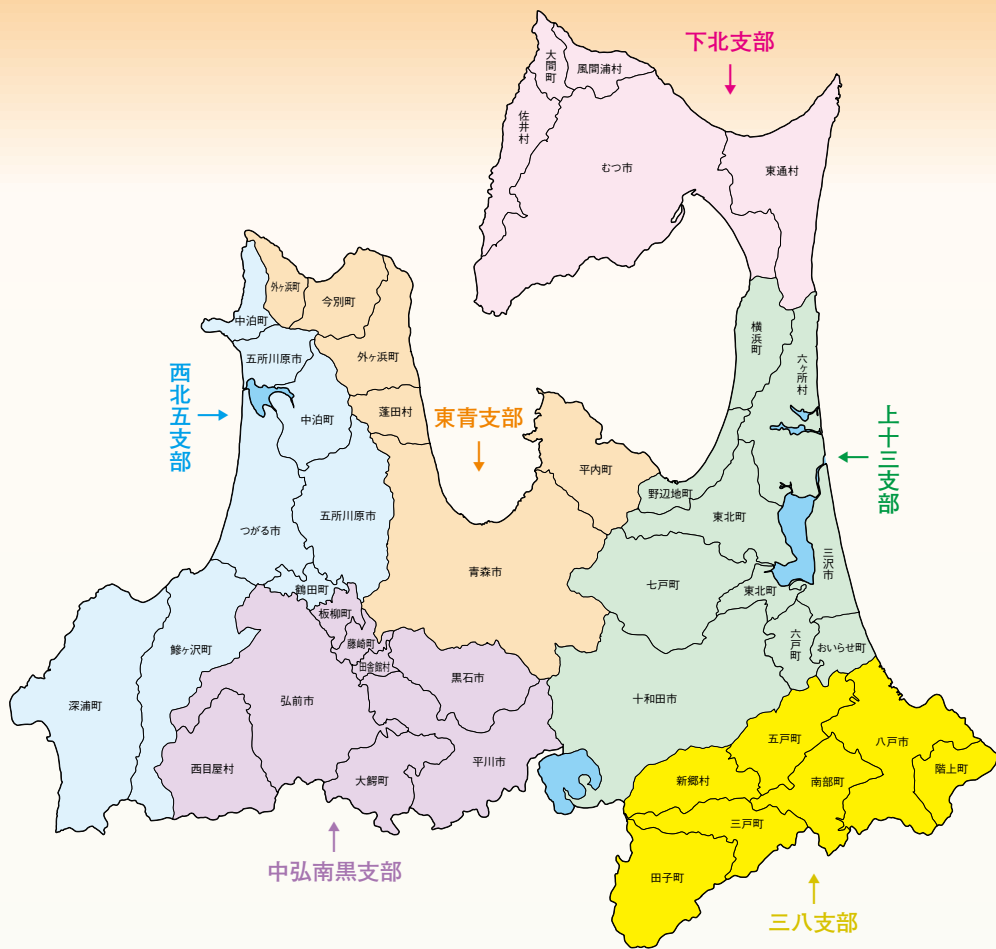
FAX 017 (721) 3838

ホームページ <http://www.aosanpaikyou.or.jp>

Eメール info@aosanpaikyou.or.jp

発行人
編集協力・製作

庄司 肇
ワタナベサービス株式会社



一般社団法人 青森県産業資源循環協会

〒030-0802 青森市本町五丁目5-21 青森県農業共済会館2F

TEL 017-721-3911 FAX 017-721-3838

ホームページ <http://www.aosanpaikyuu.or.jp> E-mail info@aosanpaikyuu.or.jp